

第13回 多可町就学前教育・保育検討委員会次第

日時；平成23年8月2日 15時00分～

場所；中央公民館 小会議室

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 答申(案)について

3 事務連絡

(1) 答申の方法について

(2) 次回の会議予定 《今回で終了しなかった場合のみ》

- ・日時 平成23年8月17日(火) 15時～17時
- ・場所 未定
- ・内容 答申(案)について

4 閉 会

多可町就学前教育・保育のあり方への提言（答申）
（案）

平成23年8月17日

多可町就学前教育・保育検討委員会

目 次

多可町就学前教育・保育のあり方への提言

1	めざす子ども像について	1
(1)	就学前におけるめざす子ども像	1
(2)	めざす就学前教育・保育の姿	1
2	子育て支援のあり方について	2
3	保育サービスのあり方について	3
(1)	長時間保育（延長保育）	3
(2)	一時預かり	3
(3)	乳児保育	4
(4)	休日保育	4
(5)	夜間保育	5
(6)	病児・病後児保育	5
(7)	通園バス	6
(8)	給食サービス	7
(9)	(通常)預かり保育	8
(10)	保育料金	8
(11)	夏休み等の長期休業期間について	9
4	地域の実態や幼保一元化の流れを考慮した中区の諸施設の適正配置について	10

参考資料

諮問書	14
答申書	15
多可町就学前教育・保育検討委員会設置要綱	16
多可町就学前教育・保育のあり方への提言策定の経緯	17
多可町就学前教育・保育検討委員名簿	18

1 めざす子ども像について

(1) 就学前におけるめざす子ども像

《現状及び検討内容》

平成7年度には303人であった新生児の数が平成22年度には127人に減少し、多可町においても少子化が一段と進んでいます。このような中で、就学前教育・保育の各施設においては、施設ごとに独自の方針を掲げ教育保育活動に取り組んできました。めざす子どもの姿については、施設ごとに多様であり町全体で統一されていなかったため、（前回資料3-1ページ3-2ページ参照）町全体として長期的なスパンに立った子どもの育成を図っていく必要性があります。

そこで、多可町における就学前における「めざす子どもの姿」について検討課題としました。

《検討結果》

「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」

(2) めざす就学前教育・保育の姿

《現状及び検討内容》

前回の検討会において、就学前におけるめざす子ども像については、「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」とされました。現在、多可町の公立保育所・幼稚園において実施されている自然にふれ、ひたる活動は別紙資料のとおりです。

また、自然環境を生かした就学前の取組として、平成22年10月には鳥取県智頭町で活動されている、森のようちえん「まるたんぼう」を視察しました。そこで、次のことを、自然の中での活動をとおして実感されていることがわかりました。

自然の中で活動させることで、体力が付き逞しい子に育つこと

就学前の幼稚園・保育所（園）では活動にひたらせることが重要であること

活動にひたらせることで集中力が付き、小学校でも不適応を起こさないこと

多可町内でも、兵庫県下で初めての森のようちえん「にじの子」が町内の豊かな自然を生かして活動されています。この活動に学び、多可町の就学前教育・保育に生かすことが、めざす子ども像「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」の実現に繋がると考え、検討課題としました。

《検討結果》

豊かな自然体験研修事業として、教職員研修の一環として「森のようちえん」の活動を通して研修します。具体的には、自然の中での環境設定の仕方や教職員の支援の在り方などを研修で深めることが必要と考えます。

このような取組をとおして教職員の資質向上につなげ、めざす子ども像「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」の実現に資することが必要と考えます。

2 子育て支援のあり方について

《現状及び検討内容》

多可町では、子育てに関する悩み相談や子育てグループの育成を通して、家庭や地域の教育力を高め、心身共に健全な子どもの育成を図ることを目的として子育てふれあいセンターを設置し、子育て相談、子育てに関する資料や情報の収集及び提供、子育てグループの育成、並びに講演会や学習会等の開催を行っています。

中子育てふれあいセンター(中児童館内)、加美子育てふれあいセンター(きた公民館)及び八千代子育てふれあいセンター(キッズランドやちよ内)の3つのふれあいセンターがありましたが、平成22年度より拠点施設である八千代子育てふれあいセンターに職員を集約した上で、多可町子育てふれあいセンターとして他の2つのふれあいセンターに職員を派遣しています。

また、保育所及び幼稚園においては園庭開放や就園・未就園に関わらず育児相談等の子育て支援を行っています。

課題としては、未就園家庭の状況把握が不十分であること、ボランティアの人材確保などが挙げられます。

子どもたちの健やかな成長には、乳幼児期から保護者に対して子育て支援を行うことが大切であることや、実際に子育て支援を利用している割合がまだまだ少ないことから「子育て支援について」を検討課題としました。

《検討結果》

(1) 子育て支援を必要とする家庭の状況把握と情報提供など

今後とも、健康福祉課と連携し、母子健康手帳交付時や各年齢の健診・育児教室の際にチラシを配布するなど子育てふれあいセンターの活動を積極的にPRし、全ての就学前乳幼児の保護者が子育てふれあいセンターを利用できる機会を設ける必要があると考えます。

また、携帯電話等を利用した子育てネット(仮称)の登録を進め、様々な子育て支援情報の提供することが望ましいと考えます。子育て支援活動の様子はケーブルテレビやインターネットを通して各家庭に配信することが必要と考えます。

さらに、各園での子育て相談日の定例化を進めるとともに、家庭相談員などの活用も進めることが必要と考えます。

(2) 関係機関とのネットワークの構築など

子育てふれあいセンターと病院、保育所・幼稚園、小学校、主任児童委員・民生児童委員、家庭相談員及び保健師等とのネットワークの構築を検討することが必要と考えます。

(3) 子育てボランティア登録制度など

子育てふれあいセンターの行う事業や町の主催する子育てに関する事業における保育等の業務の支援について、子育てに関する経験等を有し、ボランティア活動を希望する人を登録する制度を創設することが必要と考えます。また、社会福祉協議会とも連携し、町全体の子育て支援の向上を目指す必要があると考えます。加えて、子育て支援に次世代を担う中高校生ボランティアの活用を積極的に推進していくことが望ましいと考えます。

(4) 保健師の配置

子育て支援主管課に保健師を配置することが必要であると考えます。

3 保育サービスのあり方について

(1) 長時間保育（延長保育）

《現状及び検討内容》

長時間保育とは、通常の保育時間を超えて児童を預かる保育のことをいいます。現在、町内では 18:30～19:00 を延長保育として 6 箇所全ての保育所で実施しています。

長時間保育の利用状況については、入所児童の母親のパート勤務が多いことや祖父母の協力などにより、通常保育時間内での利用が多く、長時間保育の利用者は少ない傾向にあります。（昨年度公立保育所で延べ 207 人利用）

ただ、祖父母等と同居、近居が多い多可町で、縁故者がいない方、祖父母も就労しているなどで協力が得られない方や就労時間も多様化により、ニーズは高いです。

しかし、保護者の就労時間の長時間化、核家族化など、「社会の流れに伴う長時間保育のあり方」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 保育時間

- ・児童の望ましい生活リズムの確保、親子の関わりの視点から、現在の 7:30 から 19:00 までの保育時間が適当であると考えます。

イ 実施園

- ・町内の全保育所で実施しており、現在のニーズからは、現状で満たされていると考えられます。

【語句説明】

長時間保育

長時間保育は、通常の保育時間（8 時間）を超えて、児童を預かる保育のことをいいます。当町の場合は、原則保育時間終了時～午後 6 時 30 分までを「長時間保育」といいます。

延長保育

基本の開所時間である 11 時間を越えて保育を延長すること。

当町の場合は、開所時刻 7:30、閉所時刻 19:00、で 18:30～19:00 までの 30 分が延長保育サービスです。

(2) 一時預かり

《現状及び検討内容》

一時預かりとは、保護者の病気や出産などにより一時的に児童の保育ができない場合や保護者が週に2・3日だけ働いている場合、保護者の育児不安の場合等に、保護者からの申し出により行う、一定期間、一定の時間の保育をいいます。

現在、一時預かり保育実施園は6箇所全ての保育所で実施しており、利用年齢は1歳以上となっています。利用状況は年度ごとに増減があります。利用者の実態等から「一時保育のあり方」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施園

- ・現在はすべての保育所で一時預かりを実施していることから、一時保育に対する要求を満たしていると考えられます。今後は保護者のニーズを把握し、保育所の可能な対応を協議しながら、利用時間・料金の設定を現状より柔軟にすることも必要だと考えます。
- ・確実に受け入れが出来る保育所を確保する必要があります。

イ 保育の対象者

- ・利用年齢の引下げとともに緊急の場合や里帰り出産等を考慮して、本町に住所がない者の受入れも行っていることから現状どおりでよいと考えます。

(3) 乳児保育

《現状及び検討内容》

本町の乳児保育は、6か所のすべての保育所で実施しています。公立は生後8か月から、私立も概ね生後8か月からとしています。あさか保育園・四恩保育所は生後6~7か月児、みどり保育所は生後2か月児からの入所希望があれば相談に応じています。

なお、生後8か月と定めているのは、離乳食から栄養を取ることができ、つかまり立ちができる頃を目安としています。

乳児期は親子の「絆」形成の基盤となる時期であり、生後まもなくの受入れについては問題も考えられますが、入所の低年齢化を望む保護者の声に対応するため「乳児保育のあり方」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施園

- ・現在は利用者数と実施園数で要求を満たしていると考えます。

イ 保育の対象者

- ・受入れの年齢については、離乳期に入り、座位を維持できる頃からも一つの考え方ではありますが、人見知りの個人差も考慮して、現状どおり原則8か月児からとするのがよいと考えます。

(4) 休日保育

《現状及び検討内容》

休日保育とは、保護者の就労等の事情により、休日（日曜・祝祭日）に児童を預かり、保育を実施するものです。現在は町内にこのサービスを行う保育所はありません。

核家族化の進行や休日勤務の保護者があることから、休日保育の実施が望まれます。本町においては、休日に勤務している保護者の中には、両親ともに会社員という家庭は少なく、家族の支援や託児所等に依存しているのが現状です。このような状況から「休日保育の実施について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施の必要性

- ・ 休日は、親子が関わる時間が長く、良好な関係を築く大切な時間です。しかし、子育てと就労の両立のためには必要な保育サービスであると考えます。したがって、社会福祉協議会の育児ボランティアを活用するほか、今後は、ファミリー・サポート・センターの設立などを視野に入れた検討も必要と考えます。

【語句説明】

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助ができる人（援助会員）からなる会員組織で、仕事の都合、休養、急病などで原則一時的に子どもをみることができなくなった時に、依頼会員に代わって援助会員が有償ボランティアにより保育園の送迎や預かり保育を行います。

(5) 夜間保育

《現状及び検討内容》

夜間保育とは、夜間、保護者の就労等により保育に欠けるため、保育を実施するものです。本町では実施していませんが、実施している自治体では保育時間は、午前 11 時から午後 10 時までの 11 時間となっています。

就労形態が多様化し、看護師など夜間勤務に従事する保護者の実態もありますが、現在は本町では実施していないことから「夜間保育の必要性について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施の必要性

- ・ 保護者への就労支援は重要であると考えます。保育の実施に当たっては、保育士の勤務体制、保育の実施に際しての安全性の確保、入浴等の施設設備の整備、近隣の理解などの諸問題が考えられます。当面は実施する必要はないと考えますが、今後の課題として検討が必要であると考えます。

(6) 病児・病後児保育

《現状及び検討内容》

病児・病後児保育とは、児童の保護者が勤務等の都合により看護を行うことができないと

きに、病院・保育園に併設した専用の施設で、病期中（病児）や病気の回復期（病後児）にあり集団生活が困難な児童を、一時的に預かることです。看護師・保育士が看護・保育に携わります。

保護者がフルタイムで働いていて、子どもが病気になったときに仕事を休むことができず児童の看護に困る世帯にとっては、病児・病後児保育に対するニーズは高いものとなっているようです。

子どもの病気は保護者にとって重要な問題であり、生活の基盤となっている就労を継続するためには必要な支援であることから、「病児・病後児保育の実施について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施の必要性

- ・本町においては、平成22年度から町内で1か所の保育所において病後児保育を実施しておりますが、利用者は少ない状況であります。（平成22年度の利用者は13名）しかし、当該支援が必要な世帯にとっては、非常にニーズの高いものであると推察されます。町内医療機関への委託、協力を要請するなどの方法を検討することが考えられます。

(7) 通園バス

《現状及び検討内容》

台 数：通園バスは現在中区3台、加美区2台、八千代区3台で、計8台で運行を行っております。

利用年齢：中区、加美区では満1歳以上、八千代区では満2歳以上となっております。

運行時間：登園、降園に合わせて設定しており、いずれも運行委託によりサービスを提供しております。なお、松井幼稚園と杉原谷幼稚園では登園は小学生とともに集団登園し、降園のみバス利用しております。

利 用 率：保育所 36.1% 幼稚園 64.8% 計 47.1%

保育所における土曜日の通園バス利用については、園で1人の場合もあります。

料 金：保育所 1,300円/月、幼稚園 無料 計 3,040千円

周辺市町では3,700円から2,500円（往復）を、維持費として全児から徴収する市町もあります。（別紙資料参照）

現在、通園バスの運行にかかる費用として町からは、年間約35,500千円を支出しております。（利用者一人当たりの事業費は46,679円/年 4,007円/月）使用料を差し引きすると、年間約32,400千円の町費負担となっており、国基準の保育料徴収額が152,700千円でありますので、約21%に相当します。

受益者負担率は8.6%。町負担は91.4%となっています。利用者負担の原則からすると、不平等感があるため「通園バスのサービスについて」を検討課題としました。

参考資料

利用者負担率 = 年間徴収金 / 年間経費 (町負担 32,435,653 円)

$$3,040,700 \text{ 円} / 35,476,353 \text{ 円} = 0.086$$

1 人年当たり経費 = 年間経費 / 幼保児童数計

$$35,476,353 \text{ 円} / 760 \text{ 人} = 46,679 \text{ 円/人}$$

1 人月当たり経費 = 年間経費 / 延べ児童数計

$$35,476,353 \text{ 円} / 8,854 \text{ 人} = 4,007 \text{ 円/人}$$

1 人年当たり経費 = 年間経費 / 幼保利用児童数計

$$35,476,353 \text{ 円} / 351 \text{ 人} = 101,072 \text{ 円/人}$$

《検討結果》

ア 運行

- ・ 平等な登園機会の提供の観点から、全地域で通園バスを利用できるよう現行のバスの運行を維持します。地区によっては、登園に要する時間が長くなりすぎないように、できるだけ幹線道路を通行するように改めるのがよいと考えます。また、土曜日の運行については、利用が少ないことから、廃止又は、減便の検討を行う必要があると考えます。

イ 受益者負担

- ・ 幼稚園児の利用に対しても、受益者負担を求める必要があると考えます。

ウ 料金

- ・ 金額については、一人当たりの経費が約 4,000 円ではありますが、コミバスの小人料金が町内利用 1 回 50 円であることを基本に考えます。保育所の開所日数は月平均 25 日ですが、土曜日の利用が少ないことを勘案し、1 週間 5 日利用して一月 20 日の利用として次のとおりとするのがよいと考えます。

$$2,000 \text{ 円/月(片道利用は 1,000 円/月)}$$

エ 利用年齢

- ・ 安全上の配慮から原則満 2 歳以上とするのがよいと考えます。

(8) 給食サービス

《現状及び検討内容》

幼稚園については給食センターからの配送によりサービスを提供し、保育所では離乳食を提供する関係から自園方式で給食サービスを提供しております。料金は、保育所の利用料金に含まれており、中区と加美区の幼稚園は 3200 円 / 1 人/月、八千代区は 3000 円/1 人/月となっております。八千代区では、主食を各家庭から持参することとなっております。又、保育所給食の献立については、専任の栄養士が配置されていない為、調理員による献立委員会によって作成しており、健康福祉課の栄養士による指導を受けているところではありますが、課題が多くあり、調理員のスキルアップが求められているところであります。「給食サービスについて」も地区により差異、献立の作成に課題があることから検討課

題としました。

《検討結果》

ア 実施の必要性と料金設定

- ・給食サービスについては、自園方式を基本としながら中町幼稚園についてはこれまでの経緯を踏まえ、給食センターからの提供するのがよいと考えます。また、給食費については、一律 3200 円 / 1 人/月とするのがよいと考えます。

イ 献立作成

- ・県健康福祉事務所栄養士と健康福祉課栄養士に献立作成について更なる指導を仰ぎ質の向上を目指すとともに、町で 1 人以上の栄養士を正規採用することを目指すのがよいと考えます。

ウ その他

- ・幼保一体化施設は、主食は 3 歳から持参し、幼稚園部の給食費は 3,000 円 / 1 人/月とするのがよいと考えます。

(9) (通常)預かり保育

《現状及び検討内容》

中区は幼稚園での預かり保育、加美区は杉原谷幼稚園児が杉っ子会館での学童保育、松井幼稚園児は松井っ子クラブでの学童保育、キッズランドやちよは八千代幼稚園の預かり保育をそれぞれ実施しております。利用料金は町内一律 6000 円 / 1 人 / 月となっています。夏休みは 16000 円 / 1 人 / 月（8 月のみ利用は、12000 円）冬休みは 4000 円 / 1 人 / 月、春休みは 5000 円 / 1 人 / 月となっています。また、土曜日の利用は別料金として 1 回 400 円とし、月あたり最大 1000 円となっています。利用園児は中区と加美区は半数以上と高く、八千代区は 3 割弱と低い状況です。しかし、幼保一体化施設での幼稚園の預かり保育は、趣旨を踏まえると保育所での保育とすることが望ましいと考えられることから「預かり保育について」を検討課題としました。

《検討結果》

- ・幼保一体化施設については廃止するのがよいと考えます。
- ・中町幼稚園預かり保育は平成 24 年度末をもって廃止するのがよいと考えます。

(10) 保育料金

《現状及び検討内容》

幼稚園は 4000 円 / 1 人 / 月（4 歳 / 5 歳児）6000 円（3 歳児）としています。また、保育所は国基準の 90 人定員保育所での保育料の 9 割とし、1 割を町費にて補助しています。保護者の前年の所得に応じ、11 階層に区分し徴収しています。

公立保育所では保育料の 8 割を人件費（正規職員の人件費の約 4 割相当）に充当し、1 割を児童措置費として一般生活費（一般生活費の 2 割～3 割程度）に、さらに 1 割を児童施設

費として施設の管理費に充当しています。また、3子以上の世帯（18歳未満）にかかる保育料はその3分の1とし、3分の2を町費で補助しています。しかし、将来の認定こども園化を考慮すると、サービス体系に応じた公平な料金負担の設定が望ましいことから「保育料金について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 料金設定

- ・現状のとおりとし、**第3子以降の保育料1/3制度は存続します。しかしながら、国の動向を踏まえての対応が必要と考えます。**
- ・**預かり保育を廃止した場合のシミュレーションを行う必要と考えます。**

(11)夏休み等の長期休業期間について

《現状及び検討内容》

幼稚園については中区及び加美区の幼稚園は長期休業日を小学校に準じて設定しております。（春季：3月25日～4月6日、夏季：7月21日～8月31日、冬季：12月25日～1月7日）八千代区の八千代幼稚園については保護者の要望に応える形で短く設定しております。（春季：3月30日～4月5日、夏季：8月12日～8月16日、冬季：12月28日～1月4日）

保育所については、年末年始のみが休業期間となっています。（12月28日～1月3日）

幼稚園の長期休業日の設定については、地区により差異があることから「夏休み等の長期休業期間について」を検討課題としました。なお近隣市町の幼保一体化施設における短時間部の長期休業日は、別添資料のとおりです。

《検討結果》

ア 幼稚園の長期休業日

- ・**幼稚園の長期休業日の期間については、保護者・子どものニーズ、保育者の研修等勘案しながら、独自に期間を設定する必要があると考えます。ただし、小学校の長期休業期間に準じない場合、午前中保育ならば可能であるが、通常保育となると給食が必要となり、中給食センターで給食を作る必要があると考えます。**

イ 保育所の長期休業日

- ・**保育所の休業期間は現行どおりでよいと考えます。（12月29日～1月3日）**

(12)職員配置について

《現状及び検討内容》

幼稚園では国の基準35人以下に1人の幼稚園教諭を配置することになっておりますが、町の基準で30人以下に1人の幼稚園教諭を配置するとともに、副担任として1名の助教諭を配置しています。

保育所の保育士については以下の通り国の基準に基づき、配置しています。

1歳未満の乳児にはおおむね3人につき1人の保育士

3歳未満児についてはおおむね6人に1人の保育士

3歳児についてはおおむね20人に1人の保育士

4歳以上についてはおおむね30人に1人の保育士

キッズランドの保育園部では、この保育士の配置基準に加え、年齢別にクラス編成をしております。また、加配については町の独自基準として障害児1人に対して加配保育士1人を配置しています。また、軽度障害児については、軽度障害児数を、総園児数の8%（国の調査で6～12%の割合で見受けられる）と推定し、軽度発達障害児5人につき加配保育士1人を配置しております。さらに、延長・週休対応として各園に各1人を配置するとともに、主任保育士及び所長を各施設に1人それぞれ配置しています。

養護教諭については、国の職員配置基準では、置くように努める職員となっており、現在では、1人の職員で3幼稚園と1幼保一体化施設で4つの施設、約300人の児童を担当することとしており、十分な配置とは言い難い状況であります。

平成21年度の途中入所児童のうち、0歳児が約33%、1歳児が約25%、2歳児が約22%となっています。低年齢の途中入所の希望者は多い反面、受け入れるためには最低基準を満たす保育士の確保が必要です。年度途中の保育士採用は、公立私立とも困難を極めており、近隣市へ入所せざるを得ない場合もあります。特に公立では人事・予算等の関係上、途中採用が困難であり4月当初は児童の途中入所を見越した職員配置となっています。近年利用園児の低年齢化がみられることから、現状の「職員配置について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 幼稚園の教諭配置

- ・現状どおりでよいと考えます。

イ 保育所の保育士配置

- ・現行の国基準に基づき配置することとし、キッズランドやちよの保育園部のように年齢別のクラス配置とするのがよいと考えます。また、町独自の障害児等への加配の配置や延長・週休対応として各園に各1人の保育士の配置、さらには主任保育士及び所長を各施設に1人ずつの配置を継続するのがよいと考えます。

また、幼保一体化施設内の幼稚園教諭と保育士の相互支援をより図るために兼務発令の検討を行う必要があると考えます。さらに、途中入所に対応するため、保育協会小野支部が行っているような保育士、調理員の登録制度を検討する必要があると考えます。

また、養護教諭の配置については、町内で1人という状況を改め各幼稚園に配置する方向で努力する必要があると考えます。さらに、障害児保育事業補助金については、平成10年度から中区3保育所(園)への単価が変わっておりません。公立保育所では特児対応職員は、7時間45分/日、20日以上職員を採用しております。公私の公平性を勘案し、補助金と保育単価を含めて、公立保育所と同様の体制が確保できるように改定を行なう必要があると考えます。

4 地域の実態や幼保一元化の流れを考慮した中区の諸施設の適正配置について

《現状及び検討内容》

本町の就学前教育・保育を取り巻く状況

本町の就学前教育・保育は、合併前の3町時代にそれぞれの町により取組が大きく異なる中で進められてきました。

中区においては、昭和23年に四恩保育所、昭和27年にあさか保育園、昭和28年にみどり保育所が民間の手で相次いで開設されました。幼稚園は、昭和32年頃、当時の中町が小学校2校に併設する形で設立しましたが、昭和49年に統一し1園（中町幼稚園）となりました。

加美区においては、昭和32年頃に当時の加美町が幼稚園を小学校に併設する形で設立しました。また、昭和45年にわかば保育所を設立し、受け入れ児童の増加とともに昭和57年以降2箇所（みなみ保育所、きた保育所）に分けられました。

八千代区においては、昭和32年頃当時の八千代町が各小学校区に保育所（北保育所、南保育所、西保育所）がつくりました。また、昭和53年、幼稚園（八千代幼稚園）を設立しました。平成12年にはすべての施設を統合した幼保一体化施設キッズランドやちよを設立し現在に至っています。

来年4月にキッズランドかみが開園することで、加美区及び八千代では公立幼保一体化施設がそれぞれ1施設、中区では公立幼稚園が1施設と私立保育園が3施設となります。中区においては、4歳までは保育所へ、5歳ではほぼ全員が幼稚園に通っています。保育に欠ける児童は、幼稚園の預かり保育を利用しています。加美区八千代区においては、5歳までは保護者の就労の形態にかかわらず、すべてキッズランドに通っています。

本町における乳幼児数は、平成7年度の303人（中区：132人）から平成22年度には127人（中区：71人）まで減少しており、今後さらに減少することが予想されます。このように、少子化の影響により、中区においても諸施設の配置について見直しの必要があります。

中区において公立及び私立の4園があることのメリットとしては、居住地近くの施設を中心に選択肢が多いこと、児童一人一人に目が行き届きやすく、きめ細やかな指導がしやすいこと、4園がそれぞれ切磋琢磨し合うことで、質の向上に寄与できることなどがあげられます。

デメリットとしては、町内各区で就学前教育・保育のサービスが異なること、財政的に非効率であることなどがあげられます。

施設の適正配置については、少子化の進行をふまえて避けては通れない問題であると考え、検討課題としました。

《検討結果》

町の少子化及び町内において共通の保育・教育サービスを提供し、0歳児から5歳児までの一貫した教育・保育の場づくりに鑑み、中町幼稚園を閉園し、私立3園を認定こども園とすることがよいと考えます。併せて、私立3園の現状に応じて町の支援策を検討します。具体的には、施設整備、人員配置、研修及び小学校との連携等についての検討が必要と考えます。

なお、この間のスケジュールは以下のとおりとするのがよいと考えます。

平成23年8月——答申

平成23年9月から 認定こども園化に向けた施設の整備等

平成25年4月 中町幼稚園の預かり保育を廃止し、中区内の3園を認定こども園化

平成28年3月を目途に5歳児の就園状況をみながら、中町幼稚園を閉園する。

參考資料

諮問書

多教こ第765号

平成22年5月19日

多可町就学前教育・保育検討委員会 様

多可町教育長

多可町における就学前教育・保育のあり方について（諮問）

多可町における就学前教育・保育のあり方について、多可町就学前教育・保育検討委員会設置要綱第1条に基づき、貴委員会の意見を求めたく、別紙理由書を添えてここに諮問いたします。

答申書

平成 23 年 8 月 17 日

多可町教育長 岸原 章 様

多可町就学前教育・保育検討委員会
委員長 鈴木 正敏

多可町就学前教育・保育のあり方への提言について（答申）

多可町就学前教育・保育検討委員会設置要綱に基づき、平成 22 年 5 月 19 日に教育長から多可町就学前教育・保育のあり方への提言について諮問を受けました。

検討委員会で、総合的な立場から、慎重に検討を重ねてきました結果、「多可町就学前教育・保育のあり方への提言」のとおり意見を集約しました。

この提言を基本に、地域の特性を活かし、就学前におけるめざす子ども像「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」が実現することを切望し、答申いたします。

多可町就学前教育・保育検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 多可町における就学前教育・保育のあり方について、総合的な立場から多可町教育長に対して、提言をするため、多可町就学前教育・保育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は前条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。

- （1）就学前教育・保育のあり方について
- （2）就学前教育・保育の充実に向けた調査研究に関すること
- （3）その他、教育長が必要と認めるもの

（組織）

第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから、委員13人以内をもって組織し、教育長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保護者代表
- （3）学校園の代表
- （4）保育関連施設代表
- （5）行政の代表

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、原則として提言までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故にあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じて、検討委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議の会議録は、検討委員会の承認を得て公開するものとする。

（報告）

第7条 検討委員会の経過及び結果について、教育長に報告する。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会こども未来課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営については委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

多可町就学前教育・保育のあり方への提言策定の経緯

平成22年 5月19日	第1回検討委員会 多可町就学前教育・保育のあり方について諮問
6月30日	第2回検討委員会
7月22日	第3回検討委員会
8月23日	第4回検討委員会
9月13日	第5回検討委員会
10月 4日	第6回検討委員会
10月 6日	(仮称)キッズランドかみ説明会
11月13日	幼稚園・保育所入所説明会 保育サービスに関することを説明
11月30日	第7回検討委員会
平成23年 1月18日	第8回検討委員会
2月24日	第9回検討委員会
4月18日	第10回検討委員会
4月22日～5月15日	中区の保育所・幼稚園の今後の在り方(利用意向)に関するアンケート、多可町就学前教育・保育施設利用者満足度調査
5月24日	第11回検討委員会
7月 5日	第12回検討委員会
8月 2日	第13回検討委員会
8月17日	多可町就学前教育・保育のあり方について答申

多可町就学前教育・保育検討委員会委員名簿

区分	氏名	備考
1号委員	鈴木 正敏	兵庫教育大学准教授
	青山 眞澄	元キッズランド幼稚園長
2号委員	上郡 光枝	加美区保護者代表（きた保育所保護者会副会長）
	有田 吉徳	中区保護者代表（中町幼稚園PTA会長）
	平位 剛史	八千代区保護者代表（キッズランドやちよさくら会会長）
3号委員	安平 富彦	小学校長代表（多可町小中学校長会代表：松井小学校幼稚園長）
	清水谷善道	私立保育所代表（多可町保育協会会長：あさか保育園長）
	西田 葉子	公立保育所代表（キッズランドかみ所長） 前きた保育所所長(平成23年3月31日まで)
	仲田あつ子	幼稚園代表（八千代幼稚園長）
4号委員	岡本 美紀	子育てふれあいセンター代表
	吉田 俊男	児童館代表
5号委員	萬浪 佳隆	教育総務課長 平成23年3月31日まで
	原 寛	教育総務課長 平成23年4月1日から
	越川 昌信	こども未来課長

今後の就学前教育・保育についての基本的な考え方

1 課題とされていること

- ア 就学前教育・保育対象幼児の継続的な減少
- イ 町内どこでも同等の就学前教育・保育サービスの享受(民間保育所のこども園化)
- ウ 就学前保育を担っている実績ある民間保育施設との共存
- エ 国の制度改革「子ども・子育て新システム」への対応
- オ 円滑な義務教育への移行
- カ 町内のすべての保育士・幼稚園教諭の資質向上と安定的雇用
- キ 子育て支援の充実
- ク 民間保育所の耐震化や施設拡充による施設建て替えに対応する予算措置の必要性
- ケ 特別に支援を要する子へのきめ細やかな対応
- コ 多可町教育ビジョンの実行



将来の幼保一元化を視野に入れた幼保一体化の推進

2 幼保一体化推進にかかる原則

各園、町及び教育委員会は保護者への説明責任を果たす
少子化対策の重要な施策として幼保一体化を推進する

- ア 各園は、原則 3 才児からの幼稚園とする
- イ 各園は、子育て支援の機能を強化する
- ウ 各園は保育・教育活動の検証と情報公開に努める
- エ 各園は多可町教育ビジョンを考慮した適切なカリキュラムを編制し、義務教育への円滑な接続に努める
- オ 町は私立各園のこども園化にあたって補助金制度を導入する
- カ 町は国の制度改革の動きに対応し、公立園の運営について検討する
- キ 町は、国基準及び県基準での適正かつ必要な職員の配置に努める
- ク 町は、保護者の経済的負担を軽減する措置をとる
- ケ 教育委員会は、保育・教育職員の研修に対して公立私立問わず積極的に支援する
- コ 教育委員会は、検証委員会等を組織して、定期的に就学前教育・保育の進捗状況を検証する

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成 23 年 7 月 27 日
基本制度ワーキングチーム

- 本ワーキングチームは、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で14回開催され、議論を重ねてきた。また、同時並行して、幼保一体化ワーキングチームについては9回、こども指針（仮称）ワーキングチームについては6回、それぞれ開催され、随時、本ワーキングチームにおいて議論の状況の報告を受け、議論を重ねてきた。
- 本ワーキングチームとしては、他の2つのワーキングチームとともに、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点として、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について、別添の通り、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を見込んでいる。その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。
- 本ワーキングチームとしては、今後も「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び本とりまとめを踏まえ、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）の工程表にあるように、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるように、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、基本制度案要綱に掲げられた、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質の支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるなどの観点も含め、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。
政府においても、国と地方の協議の場などを通じて地方公共団体と十分に協議を行うとともに、関係団体などの関係者の理解も得た上で、成案化されたい。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。

子どもが、それぞれの個性と能力を十分に発揮すること、人の気持ちを理解し互いを認め合い、共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちは、子どもの親のみならず、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、また喜びである。

乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、極めて重要なものである。そして、子どもの健やかな育ちは、我が国にとっての最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することは、未来への投資でもある。

親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないなど、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければならない。

他方、子どもの育ちや子育てをめぐる環境の現実には厳しい。非正規労働者の増加などの雇用基盤の変化、核家族化や地域のつながりの希薄化による家庭や地域の子育て力・教育力の低下により、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦労している。

子育てとは本来、日々成長する子どもの姿を通じて親に大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。親が子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援していく必要がある。

そして、ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、子ども・子育て支援を質量ともに充実させることにより、家庭を築き、子どもを生み育てるといふ希望がかなえられる社会を実現していかななければならない。

そのためには、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能や、企業による日本型の生活保障機能が低下していることを踏まえ、こうした子ども・子育てを支える機能を新しい形で再生させる必要がある。こうした機能の再生は、地域社会そのものの再生にも大きく寄与する。

今般の東日本大震災においては、子どもと大人、被災者と支援者など、地域の中あるいは地域を超えた様々な人と人とのつながり、地域の人々の参画と助け合いの大切さが再認識されている。

子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない。

上記の理念を踏まえ、これまで「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた幼保一体化（こども園（仮称））等の基本的方向性を踏まえて重ねてきた議論の到達点として、次のとおり子ども・子育て新システムの具体的制度設計の在り方に関し、中間的にこれまでの議論をとりまとめた。今後、基本制度案要綱及び本とりまとめを踏まえ、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

I 市町村、都道府県、国の役割

○ 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。

○ 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

※ 残された課題については、今後、更に検討する。

○ 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。

※ 上記は基本制度案要綱における記述であり、国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方については、今後、更に検討する。

○ 地域主権改革の観点を踏まえ、また、実施主体である市町村及びそれを支援する都道府県と十分調整しながら、以下の点について、今後、更に検討を行う。

①事業計画の策定など地方公共団体の実施する施策についての国の関与のあり方

②国が定める基準と地域の実情に応じるための地方公共団体の裁量との関係

③指定制における指定や総合施設（仮称）の認可等の主体のあり方

④都道府県の具体的な役割やその財源措置のあり方

1 市町村の役割

(1) 市町村の権限と責務

○ 市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を法律上位置づける。

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・質の確保された給付・事業の提供
- ・給付・事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用・給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保、基盤整備

(2) 「市町村新システム事業計画」(仮称)の策定

- 市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」(仮称)を策定し、本計画をもとに、給付・事業を実施する。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

2 都道府県の役割

- 都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。
- 都道府県は、「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)に基づき、市町村を支援する。「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 都道府県新システム事業支援計画(仮称)の策定における都道府県の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

3 国の役割

- 国は、新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付、基本指針(仮称)の策定等、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な措置を講ずる。

- 基本指針（仮称）については、その策定及び記載事項を法律上明記し、国の「子ども・子育て会議」（仮称）の審議を経て策定する（指針記載事項は別紙のとおり）。
- 基本指針（仮称）には、家庭・地域を含めたすべての子育て関係者を対象とした、子どもに関する理念、子育てに関する理念を示すものである「こども指針（仮称）」を位置づける。

Ⅱ 給付設計

- 市町村は、子ども・子育て支援給付（仮称）及び子ども・子育て支援事業（仮称）を実施する。

1 子ども・子育て支援給付（仮称）

- 子ども・子育て支援給付（仮称）は、個人に対する以下の給付とする。

(1) 子ども手当（個人への現金給付）

- 子ども手当については、新システムにおける給付に位置づける。（別途検討）

(2) こども園給付（仮称）

- こども園給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たした施設として指定を受けたこども園（仮称）に関する給付とする。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。総合施設（仮称）とは、学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討する。

(3) 地域型保育給付（仮称）

- 地域型保育給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たす事業者として指定を受けた小規模保育事業者、家庭的保育事業者及び居宅訪問型保育事業者等に関する給付とする。

※ こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）は、早朝・夜間・休日保

育にも対応する。

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

- 産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題であるが、出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題とする。

2 子ども・子育て支援事業（仮称）

○ 子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する以下の事業とする。

（1）地域子育て支援事業（仮称）

※ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり及び乳児家庭全戸訪問事業等
（対象事業の範囲は法定）

（2）延長保育事業、病児・病後児保育事業

（3）放課後児童クラブ

（4）妊婦健診

※ 市町村の独自事業の取扱いは今後検討する。

Ⅲ 幼保一体化

1 基本的な考え方

○ すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、以下の三点を目的とする幼保一体化を推進する。

- （1）質の高い学校教育・保育の一体的提供
- （2）保育の量的拡大
- （3）家庭における養育支援の充実

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

- 具体的には、以下の給付システムの一体化と施設の一体化を推進する。

(1) 給付システムの一体化

- ①地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

- ②多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

- 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

- ③給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

(2) 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

2 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援

- 子ども・子育て家庭については、乳幼児の子育てをしている、育児休業中の家庭、共働き家庭、いわゆる専業主婦家庭など、様々な状況の子ども・子育て家庭がある。

- 子ども・子育て新システムにおいては、すべての子どもに、良質な成育環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、「子ども・子育て支援給付（仮称）」を保障する。

- 子どもが満3歳となったとき、子どもが学齢期となったときなどに円滑に切れ目のない支援を行うため、施設間・事業間の連携・提携等の仕組みを検討する。
- また、子育てに孤立感・負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感を得られるような親子の交流の場づくり、子育て相談や情報提供、親子登園などの支援を行う。

3 幼保一体化の進め方

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本指針（仮称）を策定するとともに、給付の一体化及び強化等により総合施設（仮称）への移行を政策的に誘導する。
- 都道府県については、広域自治体として、都道府県新システム事業支援計画（仮称）を策定し、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- 市町村においては、国による制度改正及び基本指針（仮称）を踏まえ、市町村新システム事業計画（仮称）に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

※ 具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

4 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込みを調査し、その結果に基づき市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。
- 市町村は、当該計画に基づき、指定されたこども園（仮称）や多様な保育事業を行う、多様な事業主体を共通の財政措置（子ども・子育て支援給付（仮称））の対象とするなど、地域の実情等に応じて提供体制を計画的に整備する。

- 家庭における養育を支援する事業（地域子育て支援拠点事業等。対象範囲は法定。）についても、広く財政措置の対象とし、当該計画に基づき、計画的に推進する。

5 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

（1）基本的な考え方

- 新システムにおいては、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。
- 指定制の導入により、保育の量的拡大を図るとともに、多様なメニューの中から、あらかじめ質が確保されている施設や事業であることを行政が確認し、指定された施設又は事業者の中から、利用者がニーズに応じた施設や事業を選択できる仕組みとする。

（2）具体的制度設計

①法人格

- こども園（仮称）については、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。ただし、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件とする。
- 地域型保育給付（仮称）の対象となる多様な保育事業を行う指定事業者については、地方単独事業の対象の個人立の認可外保育施設が存在することも踏まえ、法人でない場合でも、一定の条件を満たせば、指定の対象とする。

②指定基準

- 指定基準については、こども園（仮称）、指定小規模保育事業、指定家庭的保育事業等の施設・事業ごとの客観的な基準を、全国一律の基準として定める。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

- 指定基準は、施設・事業の内容ごとに、現行の基準を基礎とする。
- 教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引上げ等を検討する。

③撤退規制等

- 継続的な運営が基本であるが、やむを得ず事業を撤退する場合には、指定辞退の事前届出を行わせる。
- 指定辞退については、法律で予告期間を設定するとともに、利用している児童が他の施設等で継続的に利用できるようにするための調整義務を施設・事業者にかす。
- 施設・事業者による調整に対する都道府県又は市町村の援助の在り方について検討する。
- 指定については、質の確保の観点から、他の類似制度を参考に、数年ごとに更新する。
- 保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う。
- 具体的には、以下の項目について情報開示を行う。
 - ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
 - イ 学校教育・保育の内容及びその特徴
 - ウ 一人の職員が担当する子どもの数
 - エ 職員の保有免許・資格や経験年数
 - オ 定員以上に応募がある場合の選考基準
 - カ 上乗せ徴収（実費徴収を除く）の有無
 - キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

④需給調整

- 指定制度においては、指定基準を満たす施設については、すべて指定する。

- ただし、市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における供給量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができることとする。

※ 目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等、適正性・透明性を確保するための仕組みを検討する。

⑤指定・指導監督の主体

ア こども園（仮称）

- こども園（仮称）の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなるため、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定され、より広域的な調整が必要となることから、その指定・指導監督の主体は都道府県とする。

- また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

- 指定・指導監督の主体を都道府県とする場合、指導監督に市町村が関与する仕組み（報告徴収の権限や指定主体に指導監督の実施を求める権限等）も他の類似制度を参考に検討する。

イ 多様な保育事業を行う指定事業者

- 多様な保育事業を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については、地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。

⑥指定・指導監督の権限

- 指定事業者には、指定基準に従い、事業を実施しなければならない義務を課すほか、指定・指導監督主体に、報告徴収、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える。

(3) 制度施行時の経過措置

- 新たな制度を施行する際に、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園（仮称）の指定があったものとみなす経過措置を設ける。

※ 施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。

※ 認定こども園の取扱いについて、今後、更に検討する。

(4) 運営費の在り方等

- イコールフットィングの下で、一定の客観的な基準を満たした多様な主体の参入促進を図るため、以下の点について、今後、更に検討を行う。

- ① 運営費の使途範囲について、こども園給付（仮称）等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること
- ② 施設整備費について、運営費に上乗せする仕組みとすること
- ③ 会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること

6 給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

(1) こども園給付（仮称）の創設

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。

(2) 契約方式

- こども園給付（仮称）については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

① 保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

○ 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 具体的な認定基準と認定手続は、以下の通りとする。

i) 認定基準

A 事由

a 就労

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

○保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討する。

○その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

○ 月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度（「長時間利用」及び「短時間利用」）を設定

C 優先利用

○ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

ii) 認定手続

○ 市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。

○ 市町村は、認定を行った利用者（保護者）に対して、認定証を交付する。

○ 認定証には、事由、区分（長時間利用又は短時間利用）、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続
（満3歳以上の学校教育のみを受ける場合）

○ 満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。

○ 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

※ 受給者証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、その要否を含め、今後、更に検討する。

②公的契約

○ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とする。

○ 公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。「正当な理由」については次のとおりとする。

ア 定員に空きがない場合

イ 定員以上に応募がある場合

（この場合、選考の実施が必要となる。）

ウ その他特別な事情がある場合

○ 定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。

- 定員以上に応募がある場合の選考については、その基準を国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行うものとする。
 - その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
 - 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。
 - ア 保育の必要性の認定を受けた子ども
 - i) 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。
 - ii) ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、i)に関わらず、優先的に選定する。
 - iii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
 - ※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討する。
 - イ 保育の必要性の認定を受けない子ども
 - i) ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。
 - ii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
- 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(3) 市町村の関与

①関与の具体的仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による、利用可能な施設との契約の補助）等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等することとし、その具体的な仕組みについては今後更に検討する。

②当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提である。その上で、当面の対応のため、次のような対応を検討する。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
 - ・ それ以外の子どもについては、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

③市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する（措置による入所・利用）こととし、具体的な仕組みについては今後更に検討する。

（４）給付の内容

①給付構成

- こども園給付（仮称）については、次のような給付構成とする。
 - ・ 満3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

- ・満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

※ 「標準的な教育時間」とは、学校教育における教育課程に係る時間を言う。以下同じ。

②公定価格

- こども園給付（仮称）については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する（公定価格）。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
 - ・子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
 - ・施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

③支払い方法

- 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

- 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、②で記述した通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。

④上乗せ徴収

ア 実費徴収

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付（仮称）の対象とすることが困難な費用（特別な教材費、制服代など）について、実費徴収を認める。

- 国において、実費徴収の実態（各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額）を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。

- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

- 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的仕組みについては、今後、更に検討する。

イ 実費徴収以外の上乗せ徴収

- 次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。

- i) 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
- ii) 低所得者については、当該徴収を免除すること

iii) 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※ 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

- なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動（教育課程終了後に行う体操教室など）については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

(5) 地域型保育給付（仮称）

- こども園（仮称）を対象とするこども園給付（仮称）に加え、以下の保育事業を地域型保育給付（仮称）の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ・ 小規模保育
 - ・ 家庭的保育
 - ・ 居宅訪問型保育
 - ・ 事業所内保育
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付（仮称）と同様とする。

7 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

(1) 基本的位置づけ

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。総合施設（仮称）の根拠法と

して総合施設法（仮称）を制定する。

※ 総合施設（仮称）の名称については、今後検討する。

- 総合施設（仮称）においては、
 - ① 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
 - ② 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

- 総合施設（仮称）については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校（1条学校）、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進する。
 - ※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなどが挙げられる。

（2）基本的な考え方

- 総合施設（仮称）の創設により、次の内容を実現する。
 - ① 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障
 - 現行の保育所における幼児教育※に対し学校教育（1条学校）としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。

 - これにより、学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

※ 満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設（仮称）へ移行する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

②保育の量的拡大

現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

③家庭における養育の支援の強化

現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

※ 他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

④二重行政の解消

現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁（地方公共団体）の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

○ 総合施設（仮称）に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

○ 総合施設（仮称）における指導・援助の要領として「総合施設保育要領（仮称）」を定める。

※ 総合施設保育要領（仮称）については、こども指針（仮称）を踏まえ、策定する。

（3）具体的制度設計

①設置主体

○ 総合施設（仮称）の設置主体は、組織・資産等において持続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。

※ 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討する。なお、施設の認可の透明性の確保についても、今後検討する。

※ 上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討する。

②認可・指導監督権等

○ 総合施設（仮称）の設置認可等については、現行の幼稚園及び保育所の例にならい、都道府県単位で行う。

○ また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

○ 総合施設（仮称）は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その設置認可、指導監督等については、認定こども園の例にならい、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事が行う。

○ 都道府県知事が総合施設（仮称）に係る事務を行う場合には、都道府県教育委員会は、一定の関与を行うこととする。

○ また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

③評価、情報公開

○ 学校教育・保育の質の向上を図る観点から、自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力に資するため、総合施設（仮称）の運営に関する情報提供を義務化する。

④施設に置かれる職員

○ 総合施設（仮称）は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。

※ これらの職員については、幼稚園の職員と同様に資格要件及びその資格要件違反に対する罰則を設けるため、法律で規定する。

○ 学校教育と保育を担う職員として、新たに保育教諭（仮称）等を置く。

○ 保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。

※ いずれかしか有しない者については、現在の幼保連携型認定こども園制度における扱いを参考にしながら、特例措置を講じる。

○ なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

⑤研修

（公立）

○ 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。

○ 公立の幼稚園教員と同様に研修を受ける機会を付与するとともに、新任者に対する研修等を義務化する。

（私立）

○ 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。
また、職員は、必要な知識等の修得に努めるものとする。

⑥監督

○ 総合施設（仮称）は、学校及び児童福祉施設の双方の性格を有し、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、私立の総合施設（仮称）を含め、立入検査、改善勧告、改善命令の権限等を監督権者に付与する。

⑦政治的行為の制限

（公立）

○ 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

- 職員の政治的中立性を確保するため、現行の公立幼稚園教諭と同じ政治的行為の制限を課すことを基本とし、その具体的方法については今後更に検討する。

(私立)

- 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

⑧経過措置等

- 保育所（満3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、小学校就学前のすべての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後にすべて総合施設（仮称）に移行する。
- 総合施設（仮称）への移行に係る経過措置等の在り方について、今後検討する。

IV 子ども・子育て支援事業（仮称）

- 子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。

1 地域子育て支援事業（仮称）

- 以下の事業を地域子育て支援事業（仮称）として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
 - ①地域子育て支援拠点事業
 - ②一時預かり
 - ③乳児家庭全戸訪問事業
 - ④養育支援訪問事業
 - ⑤ファミリー・サポート・センター事業等（対象事業の範囲は法定）

- すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要であり、特に、地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その事情に応じた、利用者支援の役割を果たすものとする。
- 一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施することとし、市町村新システム事業計画（仮称）において、都道府県等との連携方策を位置付けることを検討する。
- 事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

2 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかわる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。

延長保育事業

：認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業

病児・病後児保育事業

：病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記

載し、提供体制を計画的に確保する。

- それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

3 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討する。

4 妊婦健診

- 妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村において確実な実施を図る。
- 国は「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示すこととする。

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討する。

※ 都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持する。

※ 障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要である。

- 市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記する。また、市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを検討する。
- 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを検討する。
- 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施する。実施に際しては、都道府県が行う事業（社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い事業）と連携が必要であり、相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置付けることを検討する。

VI 子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた給付・事業の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、子ども・子育て包括交付金（仮称）を検討する。子ども・子育て包括交付金（仮称）の検討にあたっての留意事項は次のとおりである。

- 交付金の対象となる給付・事業の範囲については、新システムの給付・事業の制度設計に加え、既存の財政措置との関係などを踏まえて今後検討する。
- 交付金の対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）と地域自主戦略交付金との関係について、今後検討する。
- 市町村は、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方の財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付・事業を行うことを検討する。
市町村での交付金の経理は、交付金は子ども・子育てのために使われるものであるため、一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討する。
※ 国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討する。
- 国における会計については、費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性について、今後検討する。その際、子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提とする。

Ⅶ 子ども・子育て会議（仮称）

- 子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置する。
※ 子ども・子育て会議（仮称）の考えられる機能
 - ・国の基本指針（仮称）（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
 - ・新システムの対象となる施策のあり方についての審議

・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価 など

- 地方公共団体においても、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（例：地方版子ども・子育て会議）を設けることと具体的な方策について今後検討する。

VIII 費用負担

- 基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。
- 新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については、今後検討する（なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討する）。
- 新システムにおける利用者負担については、新システムが、「保護者の子育てについての第一義的責任」を前提としつつ、「社会全体で子ども・子育てを支援する」ものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者 に一定の負担を求めることとし、その具体的なあり方については、今後検討する。
- その際、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえて定める。
- 既存の財政措置との関係について、今後検討し、その結果に応じて、適切な制度設計を行う。
- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充※は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項※については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による

財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・小規模保育など新たなサービス類型を創設
 - ・長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
 - ・3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・病児・病後児保育、休日保育の充実
 - ・地域支援や療育支援の充実
 - ・給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

○ そのための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて2015年度で1兆円超と見込まれる。

※ 「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日・政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額（公費）は0.7兆円程度（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）とされた。

※ 上記の額に施設整備費は含まれない。（なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備（耐震化を含む）等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。）

※ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。（質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。）

※ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を

可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

Ⅹ その他

1 実施体制

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。

- なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、PDCAサイクルの在り方等に係る議論を踏まえ、検討する。

2 ワーク・ライフ・バランス

- 基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムにおいて、「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。

- 今後新システム上どのように位置づけるか検討を進める。

(別紙) 市町村新システム事業計画(仮称)、都道府県新システム事業支援計画(仮称)、国の基本指針(仮称)の記載事項(更に検討を行う)

1 市町村新システム事業計画(仮称):5年ごとに計画を策定

- 目標値の設定
- 圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・幼児期の学校教育の需要
 - ・保育の需要
 - ・地域子育て支援の需要
 - ・放課後児童クラブの需要 等
- 見込み量確保のための方策
 - ・こども園(仮称)
 - ・地域型保育(仮称)
 - ・地域子育て支援事業(仮称)
 - ・放課後児童クラブ 等
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策

2 都道府県新システム事業支援計画(仮称)

- 市町村の業務に関する広域調整
 - 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - 指定施設・事業者に係る情報の開示
 - 人材の確保・資質の向上
 - 都道府県が指定権限を有する給付類型に係る事業
 - 社会的養護に係る事業
 - 障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- ※市町村が行う事業との連携方策を盛り込むことが必要

3 国の基本指針(仮称)

- 子ども・子育てに関する理念(こども指針(仮称))
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項

- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
- ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 人材の確保・資質の向上

等

○ 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準

- ・ 目標値の設定
- ・ 需要の見込量
- ・ 見込量確保のための方策

等

平成 23 年 8 月 2 日

答申案に対する提言

鈴木 正敏

事務局から提案された答申案に対して、一委員として以下のような点を提言します。よろしくご検討をお願い致します。

- 1) 0歳から就学前の6歳までの教育・保育について、加美区・八千代区と同等にするために、一体化園か認定こども園を中区にも設置すべきである。
- 2) アンケートによる住民の意見からは、現状維持を求めるものが多数みられた。つまり、公立中町幼稚園を存続させるべきという結果が出ていることであり、その民意を最大限反映しなくてはならない。
- 3) しかしながら、多可町全体における少子化の進行から、私立保育園の経営が成り立たなくなる状況が出てくるので、その場合は、町としての援助を検討すべきである。
- 4) 私立保育園の健全な経営を支える財政的支援が、町財政の状況から見てもかなわない場合は、中町幼稚園の閉園を段階的に模索すべきである。
- 5) 中町幼稚園が閉園となれば、私立保育園に対しては認定こども園化を依頼しなくてはならないが、その場合は5歳児保育の環境を整え、認定こども園に移行するについて、財政的支援が必要である。町の政策によって、町内私立保育園の経営を圧迫するようなことになってはならない。